

【よくある質問】令和5年度愛知県新型コロナウイルス感染症入院患者転院受入医療機関交付金

※下線部分は令和5年10月2日更新箇所

陽性妊婦の分娩対応に係る交付金について		
1	○陽性の妊婦の体調が悪化し、一時的に入院した（分娩は行わない）場合は交付の対象となるのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・交付の対象とはなりません。 ・理由として、本交付金はコロナ感染により母体へのリスクが伴う中で分娩対応をするために受入をし、病床の確保に寄与したこと等を評価し交付するものであるためです。
2	○5月7日までに妊婦の入院を受け入れたが、5月8日以降の分娩となった場合は交付の対象となるか。	<ul style="list-style-type: none"> ・単価30万円の交付の対象となります。
3	○令和6年1月31日までに妊婦の入院を受け入れたが、 <u>同年2月1日</u> 以降の分娩となった場合は交付の対象となるか。	<ul style="list-style-type: none"> ・交付の対象とはなりません。
4	○分娩対応のため入院した後、当該妊婦が陽性であることが判明した場合は交付の対象となるか。	<ul style="list-style-type: none"> ・陽性であることが判明した日が、分娩対応を行う日より以前である場合に限り、交付の対象となります。 ・理由としては本来、確保病床を有する医療機関が陽性である妊婦の分娩対応をするところ、当該妊婦を受け入れ分娩対応することにより、確保病床への負担軽減に寄与したことを評価することができるためです。 ・なお、分娩後に陽性であることが判明した場合については、対象とはなりません。
5	○陽性診断後、いつまでに分娩した場合に交付対象となるか。	<p>【令和5年5月7日までの取扱い】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・陽性診断日以降、国が定める療養期間終了日までの間に分娩対応した場合に交付対象となります。 <p>【令和5年5月8日～令和6年1月31日までの取扱い】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・陽性診断日以降、発症日（無症状の場合は検体採取日）を0日目として10日目までの期間に分娩対応した場合に交付対象となります。 ・なお、5月8日以降はHER-SYSにて陽性患者の発生届の提出が不要となるため、申請の際には当該妊婦がコロナ患者であること及び、上記交付対象期間内の分娩であることが確認できるよう、以下の3点が確認できる書類（当該妊婦に確認した内容を補記した分娩記録等）の提出をお願いします。 <ol style="list-style-type: none"> ①発症日（無症状の場合は検体採取日） ②陽性診断日 ③陽性診断をした医療機関名
6	○多胎児の分娩に対応した場合には交付金の額はどうか。	<ul style="list-style-type: none"> ・交付金の算定にあたっては陽性の妊婦1人あたりとしており、多胎児の分娩対応をしたとしても交付金額は変わりません。
7	<p>【5月7日までの取扱い】</p> ○HER-SYSのIDが分からない場合、どうしたらよいか。	<ul style="list-style-type: none"> ・様式「明細」シートの「HER-SYS ID」欄に「111111」（1を6桁）と仮置きして申請してください。 ・後日、御提出いただいた添付書類の情報をもとに県でIDを確認します。 ・なお、自院でコロナの検査・陽性診断を行い、発生届をHER-SYSではなくFAXで提出している場合は、当該発生届の写しを御提出ください。